申告の時期が近づきました。 税についての相談・お問い合 わせは下記へお気軽にどうぞ。

諏訪税務署

☎52-1390(代表)役場財務 課町民税係

☎ 62-9122 (有)9122

年所得が125万円以下の方 経過措置として平成7年1月 125万円以下の方の個人住 1日に55歳に達しており、前 民税の非課税措置が廃止され、 の1に縮減されます。 65歳以上で、前年の所得が 定率減税の額が現行の2分 方税法が 所得割額×7.5% 所得割額×15% 税額上限4万円) 税額上限2万円) 改正されました (減 (減

	Σ	<u> </u>	分			平成18年度	平成19年度	平成20年度以降
町	民	税	均	等	割	1,000円	2,000円	3,000円
			所	得	割	1/3を課税	2/3を課税	全額課税
県	民	税	均	等	割	300円	600円	1,000円
			所	得	割	1/3を課税	2/3を課税	全額課税

下記のとおりとなります。

し、障害者、未成年者、寡婦、寡夫で前年所得が125万円以下の方及び、 よる生活扶助を受けている方は、非課税です。

ある方。

円以下の生計を一にする子の 前年度分の総所得金額が38万 や妻が生死不明などの方で、

0万円以下の方で、妻と死別・

前年分合計所得金額が50

離婚した後再婚していない方

・一般寡婦控除額26万円・ 夫26万円

特別寡婦控除額30万円 子があり、かつ前年分の合 の該当者で扶養親族である

下の方)

計所得金額が500万円以

控除は廃止されました。 平成16年分をもって48万円 老年者控除の廃止 鼻婦、寡夫控除の適用

いた方は、寡婦、寡夫控除は 除廃止に伴い控除が適用され 適用除外でしたが、老年者控 老年者控除の適用をうけて

ます。 (事婦)

方 得金額が500万円以下の どの方で、前年分の合計所 ない方や夫の生死が不明な 夫と死別した後再婚してい 円以下の子のある方。 明などの方で、扶養親族や 夫と死別・離婚した後再婚 前年分の総所得金額が38万 していない方や夫が生死不

区 分	現行	改正後
正規の簿記の原則に従って記録している者	55 万円	65万円
簡易な簿記の方法で記録している者	45 万円	廃 止
一般の青色申告控除	10万円	10万円

は、月々の収入金額や必要経 ください。 てありますので、ぜひご利用 費を記録する用紙を備え付け す。また、税務署・市町村に 合は、税務署や市町村の窓口 などでわからない点がある場 を避けるためにも、帳簿など し、集計することが必要です。 荷伝票)や、領収書等を保存 にお尋ねください。 へ記帳することをお勧めしま 収入や必要経費の計上方法 収支計算はむずかしくない 伝票等の紛失や、集計漏れ 辰業所得に関係する伝票 (出

署の窓口に一度ご相談くださ 不明な方は、機械などの領収 骨や請求書を持参の上、税務 また、減価償却費の計算が

のとおり引き上げられました。 青色申告特別控除額が左記

育色申告者への お知らせ

業所得の計算は 収支計算で!

収支計算をすることによって 他の所得から差し引いて計算 きるとともに、 る収支計算が原則です。 には、その赤字を給与などの ご自分の経営状態の把握がで 必要経費を差し引いて計算す **農業所得は、収入金額から** 赤字が出た年

することができます。

収支計算をするには